

京都市告示第388号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成26年11月12日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科大塚緯 38号線	山科区大塚檀ノ浦1番地の31地先内	旧	メートル 31.70	メートル 1.70 ~ 1.90
		新	33.20	1.82 ~ 6.80

(建設局土木管理部道路明示課)